

2020年
5月号

発行日 令和2年5月15日(第144号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともえビル

特集：『小学校休業等対応助成金について』
/オフィスタ総務部

オフィスタNEWS 第144号発行にあたって

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が延長されましたが、皆様はどのように日々をお過ごしでしょうか。様々な自粛要請により、外出したり身体を動かしたり、人に会ったりといったことが叶わずストレスを溜めている方も多いかと思います。政府の専門家会議が発表した「新しい生活様式」によると、人と会話をする際は真正面を避けるとか、人との間隔は2m空けるといったことも提言されていますね。親しい人とも距離を置かないといけないとは寂しいことですが、こまめな手洗いや手指の消毒、マスクの着用などは今後も続けていきたい習慣です。BC (BeforeCorona) と AC (AfterCorona) なる言葉まで発生し、コロナ禍の前後で人々の価値観も大きく変わると言われていますが、生活習慣だけではなく、働き方や人それぞれの生き方にも大きな影響を与えることでしょう。私も、人、物、仕事、住む家や食べるもの、そこにあって当たり前とと思っていたことがそうではないと気付かされました。周囲の方や置かれている環境に今まで以上に一層感謝し、毎日を大切に過ごしていきたいものです。

“はたらくという気持ちを大切に”
“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックパ-もホームページから閲覧できます。



@offista_twt



@日本 プランニング



@offista



@offista_inst

(C)2020 OFFISTA

特集：『小学校休業等対応助成金について』

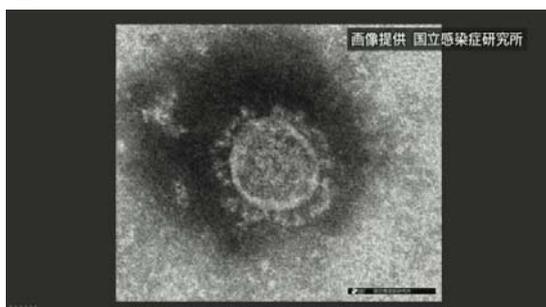
/オフィスタ総務部

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合にその小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、勤労に従事する全ての保育者に労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成する臨時緊急的な制度の一つです。オフィスタは働くママさん支援の会社ですので、この制度の利用者が特段多いため概要だけお知らせしておきます。まだ申請をしていない方や、ご不明ご質問のある方はオフィスタ担当者までお申し付け下さい。

<対象者>

この助成金が使える対象者は、以下の①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を対象とします。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども
(注) ここでいう「小学校等」とは、小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども



この助成金制度を使えるのは「雇用主」です。みなさまが助成金を貰えるのではなく、みなさんは有給休暇が貰

えるという意味であり、その有給休暇を与えた会社側に対して支給されるという間接的な支給制度です。

<支給額>

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10/10(つまり100%という意味です)

※支給上限は1日あたり8,330円、大企業・中小企業ともに同様

休業補償が平均賃金の6割とされているのに対して、この小学校休業等対応助成金は、上限はあるものの全額としている点が特徴です。

<適用日>

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇となっており、その後厚生労働省ホームページには“延長予定”とだけ暫く記載されていたため、4月以降はどうなるのかという問い合わせが非常に多かったのですが、正式に**6月30日まで延長が決定**したようです。

※春休み等、元々学校が開校する予定のなかった日等はここでは除きます。

<申請期間>

令和2年3月18日～6月30日まで

※法人ごと1度にまとめて役所に届出することとなっておりますが、労働者の申請は毎月ごとでお願いします。

<申請書の書き方>

この助成金を受ける(つまり特別有給休暇を取得する)ためには、労働者各自が会社に自己申告をする必要があります。

オフィスタで勤務中の労働者で、対象となるスタッフはまずは申請書類を取り寄せてください。

オフィスタの担当者に申請用紙をくださいとお申し付けいただければメールにて配布しています。用紙は雇用保険に加入している労働者用と非加入の労働者用で分かれていますので、ご自身が「**雇用保険に加入しているかどうか**」で用紙が分かります。

助成金関連の申請用紙というと複雑なものが多いのですが、この用紙は比較的易しい方だと思います。わからなければオフィスタ担当者に尋ねていただければよいのですが、念のため簡単な記載事項だけ記しておきます。

- ①子供の小学校が休業というだけでは対象になりません。当然ですが労働者であること・出勤できなかった事実があることの証明が必要です。
- ②子供の名前・年齢・学校名・子との続柄。祖母なども対象になることから必ずしも子の両親である必要はないようです。
- ③1カ月間に上記理由で出勤できなかったため有給休暇を取得した日数。オフィスタでは1カ月ごとに給与支給していますので、3月分・4月分・5月分…と**毎月ごとに申請**して下さい。
- ④コロナの緊急事態中の助成金にもかかわらず、ネット申請はできません。申請用紙に労働者自筆の署名捺印が必要とされていますので、**申請手段はオフィスタへの郵送**となります。
- ⑤以下の場合対象になりません。または不正受給として罰せられる場合があります。
- ・虚偽の記載をして申請した。
 - ・ダブルワークなどの場合で、別の会社にも同一の申請をしたなどの重複申請は却下されます。



<スタッフから質問を受けた事項>

色々なケースが想定され、オフィスタ担当者も手探りながら緊急的にこの制度を調べて作業しているわけですが、オフィスタは他の会社よりもママさんスタッフが非常に多いということもあり、様々な問い合わせが寄せられました。こういう質問も私ども現場の実務者にとっては糧になりますので、何かありましたらお気軽にお問い合わせください。実際に寄せられたQ&Aをいくつかを取り上げてみます。

Q. 小学校休業で子供を会社に連れて同伴で出勤していた。お昼頃に祖母が帰宅するため、昼休みに1時間ほど一時帰宅して、また会社に戻った。この1時間分は本制度の対象になるのでしょうか？

A. なります。有給休暇は必ずしも丸々1日間である必要はありません。時間単位での有給休暇も認められます。

Q. 小学校休業で出勤しなかった。しかし、主人の会社も自宅待機だったため、子の面倒は主人が見ることが出来るので、本当のところは出勤しようと思えば出来たのだが休んだ。この場合は対象になるでしょうか。

A. なります。ご主人が自宅にいるか否かによらず、小学校休業により休む必要性があると思ったから有給休暇を取得したというしっかりした理由があるのであれば認められます。

Q. 申請用紙はいつ提出すればよいのでしょうか。例えば小学校が3月20日～5月10日まで休業だったとしたら、5月10日過ぎに、その期間中の休暇日数をまとめて申請したらよいのでしょうか。

A. オフィスタでは申請書は月ごとに取りまとめています。よって、3月に使った分、4月に使った分、5月に使った分…というように、毎月それぞれ申請用紙を提出して下さい。提出方法は「郵送」になるため、毎月末に早急にポスト投函いただきますようお願いしております。

Q. 行政の相談窓口はどこですか。

A. 当初この助成金の窓口が、厚生労働省なのか最寄りのハローワーク（労働局）なのかがハッキリしませんでした。以下が設けられたようです。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL.0120-60-3999
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

オフィスタにお問合せいただいても、こちらに問い合わせ返答する流れになるため、スタッフの皆さま各自で直接問い合わせせてその結果を教えてもらうような場面もあり、恥ずかしながら私ども担当者も色々スタッフさんから勉強させていただいております。なお、オフィスタの本制度の窓口は総務部となります。

☆☆在宅面接を導入しました☆☆

/オフィスタ総合管理室

新型コロナウイルス感染症による自粛のため、外出をしたくないという方のためにご自宅に居ながら出来る「在宅面接」を導入しました。コロナ時だけでなく、今後も育児中のママさんなどご来社が厳しい方々のためにも気軽に面接が出来るようにオリジナルシステムを導入しました。現在試験運用中ではありますが是非お試しください。希望者はオフィスタ担当者に在宅面接を希望する旨をお伝えください。

■在宅面接をするにあたって準備いただくこと

- ①カメラ付きスマホ（またはノートパソコン）
- ②Wi-Fi環境があること
- ③静かな空間に居ること
- ④30～60分程度のお時間の余裕を持っておくこと

■具体的な面接方法

- ①在宅面接をしたい日時をオフィスタ担当者に伝える
- ②その時間に担当者から一度お電話が行きます
- ③お互い準備が良ければスタートします
- ④スマホにメールが届きますのでこれをクリック
- ⑤これで接続完了です

■オフィスタの在宅面接の特徴

- ①IDやパスワードなどは一切ありません。ワンクリックで即接続なので、どなたでも迷わず開始できます。
- ②アプリなどのインストールは不要です。
- ③料金はかかりません。
- ④WEB面接が初めてという方でも大歓迎しています。



実はオフィスタ担当者たちもまだ慣れてませんがお気軽に。

☆☆日本雇用環境整備機構からお知らせ☆☆

/オフィスタ業務管理部

新型コロナウイルス感染症【緊急事態宣言延長】が発令されたことによる本機構の対応についてご案内します。

【緊急事態宣言発令による本機構対応】

日本雇用環境整備機構は活動の自粛延長をします。

【自粛期間】

令和2年5月31日まで延長します。

状況により、延長・短縮の可能性がありえます。自粛解除・通常勤務を開始する際は、本機構HPにてお知らせします。

【具体的な自粛内容】

- 1.事務所の閉鎖（クローズ）
- 2.事務局職員の原則非出勤、並びに原則ノーワーク
- 3.本機構業務全般における一時的な停止

【自粛期間中でも行われる業務（予定）】

- 1.情報交流制度加盟員受付と加盟員特典に係る業務
- 2.経理業務
- 3.本機構ホームページを通じての情報発信に係る業務
- 4.本機構ホームページ等によるマンパワーを要さない自動処理が可能な業務
- 5.その他、本機構理事長が必要と判断した業務

【これにより下記のことが予測されます】

原則、事務局が終日閉鎖され、事務局員の出勤が不定期となるため電話不通の頻度が高くなります。確実なご連絡方法としてメールにてお願いします。但し、メールの回答にお時間をいただく場合がございます。窓口メールアドレスは info@jee.or.jp です。

※通常より少ない所内人員（または不在）での対応となるため、ご不便お掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本雇用環境整備機構

理事長 石井京子



☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

質問者：Y.Sさん 30歳 女性

Q. わたしはハケンで働いています。飲食店で接客のお仕事をしているのですが、新型コロナウイルスの影響で今月ずっと閉店しています。お店からは「派遣会社には支払ってあるからお給料の心配はしないでいいよ」と言われていますが、社員の方は皆苦しい経営状況を心配してお給料の受け取りは辞退しているようです。私も今月は一切働いていないので、（権利はあったとしても）お給料を貰うつもりは毛頭ありません。それによってお店が潰れたりする方が将来的によっぽど困ることだからです。ハケンでも社員の方々同様、私もお給料の辞退や返還はできるものなのでしょうか。

A. このような例は聞いたことがありませんがコロナによる特殊な事案だと思います。民事的には労働者の給料債権の放棄あるいは労働者から使用者に対する贈与があったとみなされて、**労働者の真に自由意思でなされたことが明らかである場合は有効**ということになるでしょう。しかし、労基法上使用者は賃金の未払（労基法第24条）、休業手当の未払（労基法26条）として罰が科される恐れがあります。この罰則は労働者の告訴を要件としていないので、使用者は後難を避けるため給料債権の放棄書あるいは贈与契約書にあなたのサインを求めることとなりますが、民法第90条の公共の秩序、善良の風俗に違反するものとして無効になる恐れもあります。使用者が労基法による罰則のリスクを抱えてまで、あなたの申し出を受けるかどうか不明ですが、あなたの自由意思が証明される限り民事では有効と答えておきます。（大滝）

…くそのほかの気になるお仕事疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（日本人材派遣協会アドバイザー）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。
▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼『ハケン質疑応答Q&A集 実践100問』（無料ダウンロード）
<http://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆お家で作ろうスイーツレシピ☆☆

/オフィスタ総合管理室

外出自粛期間中の巣ごもり生活の趣味として、スイーツ作りが流行しています。スーパーでは薄力粉、強力粉、ホットケーキミックス等粉類の棚が空っぽという日々が続いていて、粉類を使わないものを作ってみました。

<材料> 15センチ丸型（底が抜ける型）

- | | | | |
|----------|------|------------|-------|
| ・ビスケット | 100g | } 底のクッキー生地 | |
| ・溶かしバター | 30g | | |
| ①クリームチーズ | 200g | ②砂糖 | 60g |
| ③ヨーグルト | 120g | ④レモン汁 | 大さじ1杯 |
| ⑤ゼラチン | 6g | ⑥生クリーム | 160g |

<準備>

型にクッキングシートを敷いておく。ビスケットをポリ袋に入れめん棒で砕きボールで溶かしたバターと合わせ型の底に敷き詰め冷蔵庫で冷やしておく。クリームチーズを室温に戻して、ゼラチンをお湯で溶かしておく。

<作り方>

①～⑥を順番に混ぜ合わせ冷蔵庫で2時間程度冷やすだけ。生のレモンを乗せてトッピングを爽やかにしてみました！良かったらどうぞ。



派遣クイズ

新型コロナウイルスによる国・行政の労働雇用に関する助成金のうち、次のうち**正しいもの**はどれでしょう。

- ①在宅で勤務する労働者の雇用主には「テレワーク助成金」としてPC購入などの機材諸経費が支給される。
- ②子供の小学校が休業の場合、その育児者全員に「小学校休業助成金」が支給される。
- ③緊急事態宣言による自粛のため欠勤した労働者には「特別協力金」として日当賃金の半分が支給される。
- ④医療従事者や日常生活必需として閉店することができないスーパー等で勤務している労働者に限り「お肉券とお魚券」が配布される。



（答えは最終ページ）

☆☆今後の雇用状況の悪化を予想する☆☆

/オフィスタ人事管理部

『厚生労働省が発表した3月の有効求人倍率（季節調整値）は前月比0.06ポイント低下の1.39倍に急落した。2016年9月以来3年半ぶりの水準。新型コロナウイルスの感染拡大で企業の経営が悪化し、全都道府県で低下した。事業主の都合による解雇も増加しており、雇用環境は厳しさを増している。また総務省が同日発表した3月の労働力調査によると、完全失業率は2.5%となり0.1ポイント上昇した。悪化は2カ月ぶり。厚生労働省によると、新型コロナを理由とする解雇や雇い止めは3月24日までで3,076人。宿泊業など観光関係の産業が多いという。』（2020.4.28 時事通信社）

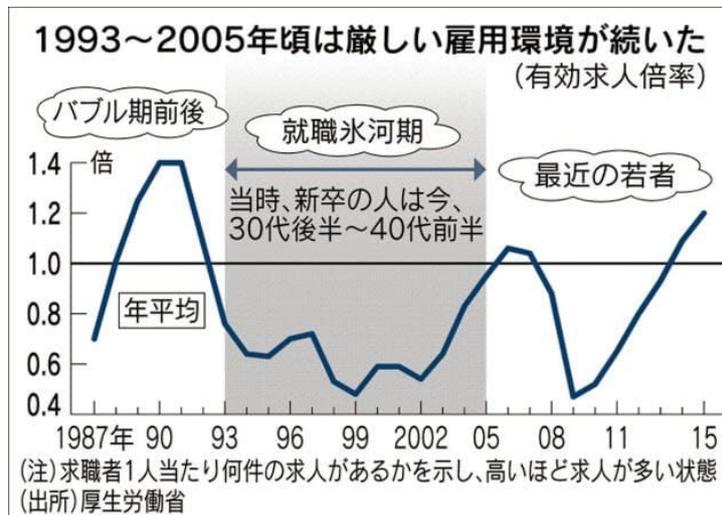
5月時点ではさらに悪化し、リーマンショック級ともいわれるコロナ影響下での雇用不安がいよいよ本格的になってきました。向こう1~2年、最悪5~7年の雇用不況が訪れるとも予想されています。リーマンショック時に急激に進化を遂げた業界の一つに人材派遣業が挙げられますが、今後の人材活用法はこれからどうなっていくのでしょうか。企業の雇用手腕が一層注目されます。

まず第一に、先のリーマンショック時にはベンチャー的な位置付けだった人材派遣業界も、今やすっかり成熟しきった一大産業となっています。日本企業はハケンなしには回らないと言われる程、各組織の労働を担っている貴重な戦力ですが、若干景気が良くなったこともあって昨年頃から正社員化が叫ばれるようになりました。これが今回のコロナショックで仇となったわけです。この先、コロナが沈静化したとしても正社員を積極的に採用していこうという企業の流れは暫く訪れないでしょう。

第二に、学生にとって就職氷河期が再びやってくる。来年には沈静化しているだろうとはいえ、このような天災を経験した企業は逃げ腰。学生にとっては近年のような引手あまたの選り取り見取りのこの世の春は終焉を迎え、再びかつての狭き門の競争が激化すると思われる。

第三に、企業側が正社員以外の雇用を考えた際の選択肢は「契約社員/アルバイト（パート）/派遣」の3つで

す。今年4月に同一労働同一賃金制度が施行され、派遣を除いては原則給与も待遇も正社員と同じになります。正社員を採用できなくなった企業が採用するとしたら派遣一択という状況になりそうです。実際、今回のコロナで困窮に陥った企業は正社員の給与と補償が大半を占めており、**派遣を活用していた企業ほど打撃は小さかった**と聞いています。これは当然のことではありますが、派遣活用の促進が見直されるきっかけになればと思います。



日本史上最悪といわれたあの就職氷河期が再びやってくる

しかしながら、社員も派遣もアルバイトも採用全てが夏まで復調の見込みなし。秋以降になって、生き残った体力のある企業から徐々に派遣活用で良い人材を集めていくという予想です。中小企業の本格復調は早くて年末~来春となり、就職氷河期の影響で新卒が派遣枠に流入してくることも考えられますので、求職者全体に厳しい環境が待ち構えているということになります。今現在、職をお持ちの方はこの時期“自ら職を手放す”ことだけはくれぐれもなさらないようにしてください。

☆☆講習会の司会者を募集します☆☆

/オフィスタ広報・宣伝部

コロナで夏の講習会開催が絶望的になりました。そこで、eラーニング方式で講習の録画放送を検討中です。司会進行役として出演いただける方を募集中です。



撮影日やギャラは別途相談。経験の有無は問いません。ご興味があればオフィスタ人事管理部までお気軽に。

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

続・コロナの影響を受けた方を支援

労働を希望しているが勤務先閉鎖または自宅待機を命じられた方や解雇され生活苦を余儀なくされている方を優先に仕事を依頼します。作業環境は、オフィスタの定めるコロナ感染防止安全環境マニュアルを守って作業していただきます。6月中旬頃迄。応募者多数の場合は抽選。

場 所：オフィスタ内（西新宿）

勤務時間：10：30～16：30（実働5時間）

報 酬：日給6,000円（交通費込み、当日現金支給）

作業内容：能力に合わせ庶務雑務や簡単なPC操作業務

採用人数：密を避けるため1日当たり最大1名まで

応募資格：勤務先閉鎖または自宅待機命令や解雇通知を受けた方で至急収入を要する方のみ（テレワークなど収入の見込める方のダブルワークとしての応募は禁止）

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方におのみお知らせしているお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

日が長くなり暖かさも増す中、コロナウイルスの影響で家で過ごす時間が増えましたね。こんなときは衣替えのチャンスと思いフリマアプリを活用し洋服の出品をしてみました。出品する際に洋服のサイズや商品の生地、どのくらい着用したかなど1着出品するのも少し手間だなとも思ってしまいましたが、洋服の整理もできますし、いざ商品が売れると嬉しいものですね。ですがいざ整理してみると似た洋服が何着もあり、2～3回しか着ていない…なんて洋服がたくさんあることに気が付きました。今は外に買いに行くのも難しい日々が続いていますので、物を大事にし本当に必要な物かを考えて購入しないといけないなと気付かされました。 Nozomi 記

オフィスタ NEWS 第 144 号作成委員

編集長 Hiroko オフィスタ広報・宣伝部

編 集 Reiko オフィスタ経営企画部

監 修 makoto オフィスタ業務管理部

執 筆 Yakka オフィスタ総合管理室

Nozomi オフィスタ人事管理部

Junco オフィスタ総務部

協 力 大滝人事労務研究所・馬場社会保険労務士事務所
一般社団法人日本雇用環境整備機構

参 考 2020.4.28 付 時事通信社

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●本誌定期愛読を希望（無料）

<http://www.offista.com/mailin.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/mailchange.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

派遣クイズの答え：①が正しい

①テレワーク助成金は労働者にはではなく企業に対して支給される。②小学校休業助成金も同様に雇用主に対して支給されるものである。子供の小学校が休業になり働くことが出来なくなった育児者に対して特別有給休暇が付与され、企業が立替えた有休賃金相当に対して国から会社に助成金が支給されるという仕組みである。なお、休業になった小学校に通わせている育児者全員に支給されるものではなく、小学校の休業で“労働が遂行できなかった”場合に限定される。専業主婦やテレワーク等は対象にあたらない。③④このような制度はない。*これら全て5/13時点での解答です。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—